

平成31年西東京市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 日 時 平成31年1月22日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時22分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
委 員 後 藤 彰
委 員 山 田 章 雄
- 5 出席職員 教育部長兼特命担当部長 渡 部 昭 司
教育部参与兼教育企画課長 森 谷 修
教育部副参与兼学校運営課長 等々力 優
教育部主幹（学校運営課） 名古屋 勇
教 育 指 導 課 長 内 田 辰 彦
教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 福 田 忠 春
統 括 指 導 主 事 宮 本 尚 登
指 導 主 事 鈴 木 壮 平
教育部副参与兼教育支援課長 清 水 達 美
社 会 教 育 課 長 掛 谷 崇
教育部主幹（社会教育課）兼社会教育係長 堀 智 子
公 民 館 長 大 橋 一 浩
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 和 田 克 弘
教育部副主幹（教育企画課）兼学務係長 大 谷 健
- 7 傍聴人 0人

平成31年西東京市教育委員会第1回定例会議事日程

日 時 平成31年1月22日（火） 午後2時から
場 所 エコプラザ1階 多目的スペース

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第1号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
- 第 3 報告事項
 - (1) 平成30年西東京市議会第4回定例会報告（教育関係）
 - (2) 損害賠償の額の決定についての専決処分について（報告）
 - (3) 平成31年（平成30年度）成人式実施報告
 - (4) 平成31年度西東京市図書館特別整理休館及び特別開館について
- 第 4 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成31年第1回定例会
(1月22日)

午後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから平成31年西東京市教育委員会第1回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は高橋委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は高橋委員にお願いいたします。

○木村教育長 日程第2 議案第1号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○宮本統括指導主事 議案第1号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、説明申し上げます。

本議案は、西東京市いじめ防止対策推進条例第11条に規定するいじめ防止等のための対策を実効的に行うための教育委員会の附属機関、委員を委嘱するために提案するものです。

西東京市いじめ防止対策推進条例第11条第5項では、本委員会の委員を、「学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」と規定しており、表に示すとおり、学識経験者として、武蔵野大学教育学部教授、堀米孝久氏、法律の専門家として、新銀座法律事務所弁護士、岩崎昭氏、心理の専門家として、むさしの発達支援センター所長(臨床心理士)、森山徹氏、福祉の専門家として、学校法人自由学園スクールソーシャルワーカー(社会福祉士)、入海英里子氏に委員を委嘱したいと考えております。

なお、委員の任期は、西東京市いじめ防止対策推進条例第11条第6項の規定に基づき2年とし、平成31年1月31日から平成33年1月30日までとするものです。

説明は以上になります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第1号 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第3 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いたいと存じます。

(1) 平成30年西東京市議会第4回定例会報告(教育関係)、説明をお願いいたします。

○渡部教育部長兼特命担当部長 平成30年市議会第4回定例会に関しまして、報告をいたします。

平成30年市議会第4回定例会は、11月16日から12月5日まで開催されました。

はじめに、条例等付議案件及び請願・陳情関係につきましては、今回、教育関係はござい

ませんでした。

一般質問は11月19日から11月22日までの4日間行われました。教育関係では、6会派17名の議員の方から御質問がございました。

主な内容でございますが、今回の定例会では、教育環境の整備について、児童・生徒の携行品について、下野谷遺跡を活用した来訪者の増加について、特別支援教室の状況についてなどの質問をいただいております。

詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照願います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2) 損害賠償の額の決定についての専決処分について(報告)、説明をお願いいたします。

○名古屋教育部主幹 損害賠償の額の決定についての専決処分について、報告をいたします。

専決処分第9号、第10号、第11号につきましては、台風第24号によるものでございます。損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしました。

損害賠償の理由といたしましては、平成30年9月30日午後から10月1日午前までの間の台風第24号による被害によるものでございます。

専決処分第9号を御覧ください。

損害賠償の額につきましては、税込み金額で14万1,500円になります。損害賠償の理由につきましては、保谷第一小学校敷地内の倉庫の屋根からセメント板が飛散し、近隣に所在する相手方家屋に損害を与えましたので、損害賠償を行うものでございます。

1枚おめくりいただきまして、専決処分第10号を御覧ください。

損害賠償の額につきましては、税込み金額で46万4,400円になります。損害賠償の理由につきましては、栄小学校敷地内の樹木が倒れ、近隣に所在する相手方敷地内のフェンス等に損害を与えましたので、損害賠償を行うものでございます。

1枚おめくりいただいて、専決処分第11号を御覧ください。

損害賠償の額につきましては、税込み金額で37万4,976円になります。損害賠償の理由につきましては、柳沢小学校敷地内の樹木が倒れ、隣接する東京都立田無工業高校敷地内のフェンス等に損害を与えましたので、損害賠償を行うものでございます。

相手方に関しましては、東京都教育委員会です。ほかの2件につきましては、個人情報の保護のため、非公開としております。

私からは以上になります。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(3) 平成31年(平成30年度)成人式実施報告、の説明をお願いいたします。

○堀教育部主幹兼社会教育係長 それでは、私のほうから、平成31年、年度で言いますと平成30年度になりますが、成人式の実施報告をさせていただきます。

実施日時は、平成31年1月14日(月曜日)で、成人の日に行いました。第1回は午前10時から、第2回は正午からということで、式を実施しております。

会場につきましては、例年どおりこもれびホール。

今回の対象者は、平成10年4月2日から平成11年4月1日までに出生した方というのが対象となっております。

対象者数といたしましては2,185人、これは市外の方を含んでおります。そのうち、出席した方の数として1,187人、出席率にしまして54.32%でございます。

式の内容といたしましては、こちらの資料に書いてあるとおり、保谷和太鼓会の演奏に始まって、新成人の挨拶をもって締めくくるという形で実施をいたしました。

なお、資料の裏面のほうには、過去の参加人数ですとか、出席率などを一覧にまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上になります。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(4)平成31年度西東京市図書館特別整理休館及び特別開館について、の説明をお願いいたします。

○渡部教育部長兼特命担当部長 報告事項(4)平成31年度西東京市図書館特別整理休館及び特別開館について、報告をいたします。

1の目的のところの(1)になります。

はじめに、特別整理休館につきましては、西東京市図書館設置条例施行規則第4条休館日の(3)年1回、15日以内で館長が定める資料整理日の規定に基づき、図書館管理システムの機器及びソフト入替え更新作業を行いまして、あわせて、書誌及び蔵書データの更新と修正、開館時には実施できない資料の移動及び集中的な書架の整理を実施するものでございます。

休館期間につきましては、平成32年2月17日(月曜日)から2月29日(土曜日)までの間、市内全6館を全て休館といたします。

次に、特別開館でございます。これは(2)になります。

天皇の退位及び即位に伴いまして、ゴールデンウィークが10連休となることから、同規則のとおり、日曜日と重なる祝日以外の祝日を閉館しております芝久保図書館及び谷戸図書館について、5月1日及び5月2日を特別に開館し、利用者の利便性を図るものでございます。

広報につきましては、配布用の図書館カレンダー、市報、図書館ホームページ、館内ポスター、館内利用者用検索機等で周知をいたします。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。今、4件についてございましたが、どなたか御質問ございますでしょうか。

○山田委員 議会のほうの関連で、8番目のSDGsについてという質問があるんですが、この答弁を読ませていただいて、それとあと、ここで引用されている次期西東京市教育計画の素案とを見させていただくと、この間もそのときに申し上げたかわからないんですが、基本方針3に書いてある「持続可能な社会の創り手」云々のところの「持続可能な社会」というのが、どうもこのSDGsとあまり関係のないような印象を受けて、結局、この質問にあるSDGsの問題のESDについては、基本方針1の中の1箇所、ESDの部分に記載はある

んですけれども、具体的な取組というのはやっぱり見えてこないように思うんです。だから、ここの議会ではこういうお答えにはなっているんだと思うんですけれども、もう少し西東京市として、E S Dあるいは本来のSDG sを実現していくためのE S D、それをどういうふうに具体的に取組むかというのが、今後検討されるべきではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

- 内田教育指導課長 こちらの答弁の中にも示させていただいたように、新しい学習指導要領のすごく基盤の部分で、このSDG sの考え方が今回の新しい学習指導要領の中でも示されています。

したがいまして、学習指導要領に沿った新しい教育内容を進めていくことで、SDG sの考え方あるいはSDG sを実施していく児童・生徒の資質、能力を高めていけるということが、まずは基本的な考え方と捉えています。

- 米森委員 質問になると思います。17番、学校の名簿の取扱いというのがあるみたいですが、名簿はいろいろあいうえお順とかがあるんだそうですねけれども、今、ここで校長先生が作成するということになっております。学校ごとに統一しているのか、この辺のお考えと現状を教えてください。

- 内田教育指導課長 この学校における名簿の取扱いにつきましては、東京都教育委員会が示しております人権教育プログラムという、各教員1人1冊ずつ配布している人権教育のマニュアルみたいなものがございまして、その中に男女混合名簿等の扱い方について具体的に示されています。その中で示されているのは、学校の中で、例えば学年や組ごとに男女だったり、混合だったり、別だったりするのはよろしくない。学校ごとに統一しなさいというのが東京都教育委員会の考え方になっています。我々もそれに従いまして、学校ごとに統一した名簿を使うように指導をしております。

現状といたしまして、小学校では市内の9校が男女混合名簿を使っています。そして、中学校では男女混合名簿ではなくて、男女別の名簿を全校で使用しています。

現状はそういうことになっています。

- 米森委員 おわかりだったら、全国的にはどんな傾向なんでしょうか。

- 内田教育指導課長 わかりません。

- 米森委員 わからない、はい。

- 木村教育長 ほかにございますか。

- 後藤委員 議会の報告の3ページの6番ですが、幼稚園・保育所と小学校の連携についてということで、1点お伺いしたいんですが、学校あるいは幼稚園・保育園の様々な交流や取組があるかと思うんですが、保護者の交流はあるのでしょうか。例えば、保育所の保護者と幼稚園の保護者の交流とか、そんなことは特に取組としてはやっているか、やっていないかということなんですが。

- 福田教育部主幹兼統括指導主事 現在、市の研究奨励校として上向台小学校を指定して、主にスタートカリキュラムを中心に、教員による研究に取り組んでおりますが、保護者の交流といった取組は行ってないと思われま。

- 後藤委員 もちろん、スタートカリキュラムですので、子どもが小学校に来たときにこうい

う環境に慣れ、教育内容を理解していくことが大前提の取組だとは思いますが、近年、少子化の中で、この連携とは違う意味の連携になるかもしれませんが、幼稚園の保護者と小学校の保護者が何か交流する機会が今後あっても、視点として一つあってもいいのかなと思って意見を述べさせていただきました。

以上です。

○高橋委員　すごく細かいことで申し訳ないんですけども、児童・生徒の携行品についてのことで、子どもたちがちょっと重い荷物を持って登下校するのが大変だということで、いろいろ工夫してくださっていてありがたいことだと思います。私が気になっているのは、中学生が冬場にコートを着ていけないということがあるじゃないですか。

コートは、学校によって着ていってはいけないというところがあったと思うんですけども、教育委員会の中ではどういうふうな取り決めになっているのか教えてください。

○宮本統括指導主事　学校生活の決まりに関しましては、各学校が学校ごとに定めておられて、また年度ごとに見直し等を図っているところがございます。ただ、学校間での違いがあるものと、なくてもいいようなものもございますので、来年度、生活指導主任会で、各学校生活の決まりを持ち寄りまして、お互いに点検し合うような取組を検討しております。

なお、コートにつきましては、置き場所の関係でコートを嫌がる子もいるように認識はしておりますけれども、一律にコートを禁止している学校が多いかどうかということに関しまして、来年度見直しを図る中で、現状を把握し検討してまいりたいと考えております。

○高橋委員　よろしくをお願いします。

○木村教育長　よろしいですか。

○高橋委員　はい。

○木村教育長　ほかの委員の方、よろしいですか。

では、議会以外の質問のところで御質問のある委員の方、どうぞお願いします。

○山田委員　質問というよりは確認なんですけれども、平成31年5月1日と2日の開館日の広報は、これで見ると、31年度の図書館カレンダーだけということなんですか。市報とか、そういうものは32年2月1日と1月4日からになっているので、市報等では広報はしないのですか。

○渡部教育部長兼特命担当部長　広報につきましては、市報、図書館のホームページ、館内ポスター、館内の利用者用の検索機のカレンダーにも載せていくということです。

○山田委員　5月の開館についてもですか。

○渡部教育部長兼特命担当部長　同様に対応してまいります。

○山田委員　わかりました。ありがとうございます。

○木村教育長　ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

○木村教育長　日程第4　その他、を議題といたします。教育委員会全般について質疑をお受けいたします。何かございませんでしょうか。

○米森委員　今、いろいろ働き方改革とか、道徳が入ったり、英語とか、授業時数がなかなか足りなくなっているかなという心配はあるんですが、10連休になると、学校にも多分、

影響があると思うんですね。そのときに、授業時数の確保とかいろいろ考えると、休みが短くなったりとか、教育活動の中では何かお考えはあるんでしょうか。

- 宮本統括指導主事 授業時数の確保に関しましては、各学校が工夫して実施しておりまして、土曜日に実施している学校がある一方、夏休み等を減らしている学校もございます。あくまで管理運営規則において、夏休みの期間や長期休業日の期間は定めておりますが、各学校ごとに工夫することで、一定の授業時数を確保するようにしております。

次年度におきましても、連休が増えることから、学校によっては土曜授業の実施を増やしたり、あるいは長期休業を減らしたりといった学校が出てくることは予想しております。

- 米森委員 それは、土曜日の授業とか長期休業の期間というのは、その学校で、どちらでやるかというのは選択できるようになっているということですか。

- 宮本統括指導主事 そのとおりです。

- 米森委員 わかりました。

- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成31年西東京市教育委員会第1回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 2 時 22 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員